

● 後志広域連合議会第1回臨時会を開催

後志広域連合議会第1回臨時会が8月31日（木）に倶知安町のホテル第一会館で開催され、北海道市町村総合事務組合規約及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の協議について、後志広域連合個人情報保護条例の一部改正、平成29年度後志広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計補正予算について審議・可決しました。

● 後志広域連合議会第2回定例会を開催

後志広域連合議会第2回定例会が11月24日（金）に倶知安町のホテル第一会館で開催され、平成28年度各会計決算の認定、平成29年度国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計補正予算について審議・可決しました。

● 新しい後志広域連合議会議員の紹介をします。

各町村議会議員選挙に伴い、後志広域連合議会議員の改選がありました。改選に伴い、新しく2名の方が各町村議会で後志広域連合議会議員として選出されました。新しい議員を含めた後志広域連合議会議員の名前と選出町村は、次のとおりです。

議長：	逢見 輝續 氏（古平町）	※ 下線を引いている方は、新しく選出された議員です。
副議長：	小田 恒夫 氏（共和町）	
議員：	岩井 英明 氏（赤井川村）	<u>山本 俊三 氏（積丹町）</u>
	松井 幸雄 氏（留寿都村）	高橋 守 氏（ニセコ町）
	上村 智恵子 氏（仁木町）	渡邊 昭 氏（京極町）
	菊地 光男 氏（喜茂別町）	<u>中田 仁史 氏（島牧村）</u>
	三島 喜吉 氏（倶知安町）	伊藤 公尚 氏（神恵内村）
	向井 忠幸 氏（真狩村）	富樫 順悦 氏（蘭越町）
	結城 智 氏（泊村）	岩澤 史朗 氏（黒松内町）

このページに関するお問い合わせ： 総務課 Tel 0136-55-8010

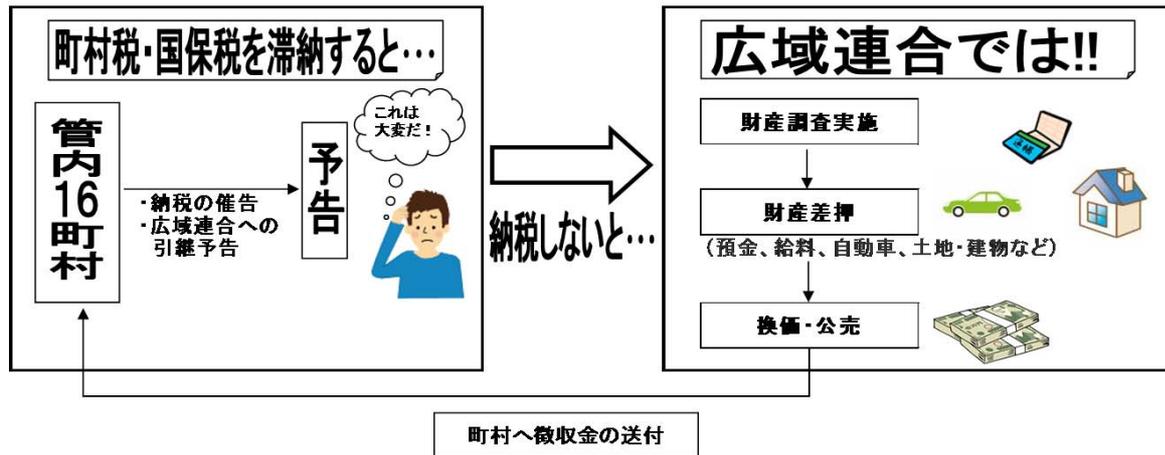
許しません。税金の滞納！！

◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します。

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、町村にとって貴重な自主財源です。

財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねないので、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、滞納者の財産や給料の差押を実施し、差し押さえた財産等を公売で換価して滞納の税金に充てるなど、厳しい滞納処分業務を実施しています。



◇ 合同公売会への参加とインターネット公売を実施しました。

後志広域連合では、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）などを差し押さえて、公売処分を行っています。

また、10月29日に小樽市で開催された合同公売会「しりべし地方税合同公売会 in 小樽」に参加し、差し押さえた物品27点を公売しました。（参加団体…北海道、後志管内20市町村、道央圏3市、後志広域連合）

その他に、インターネット公売（ヤフージャパンの官公庁オークション）に出品する方法でも差し押さえた物品の公売を行っています。

インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。



※ インターネット公売についての詳しい内容は、「YAHOO! 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）

このページに関するお問い合わせ： 税務課 TEL 0136-55-8011

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります。

みんなで国保を支えあう新たな制度（国民健康保険事業の都道府県単位化）が始まります。

◇ 制度改正による4つのポイント

【1. 見直しの背景】

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、年齢が高く、所得水準の低い加入者が多いため、財政基盤が脆弱で構造的な課題を抱えていました。

そのため国は、財政支援を拡充するとともに、保険財政規模の拡大による安定した保険運営を目的に、平成30年度から国民健康保険事業の都道府県単位化をスタートすることになりました。

【2. 新たな運営】

都道府県単位化後の国民健康保険運営は、都道府県と市町村（広域連合を含む）による共同運営体制（共同保険者）となり、それぞれの機関が新たな役割を担いながら、持続可能な医療保険制度の確立を図っていきます。

【3. 新たな役割分担】

都道府県の主な役割	市町村及び広域連合の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づく、事務の効率化、標準化、広域化の推進	・ 資格管理（被保険者証等の発行など）
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 医療給付の決定・支給
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払	・ 国民健康保険料（税）の賦課・徴収

【4. 都道府県単位化後による主な変更点などについて】

平成30年4月からの国民健康保険制度の見直しに伴う主な変更点などについては、次のとおりです。

変わらない点	主な変更点
・ 国民健康保険の加入、脱退の手続き	・ 被保険者証等の様式を一部変更
・ 被保険者証等の交付手続き	
・ 国民健康保険料（税）の賦課・徴収	・ 高額療養費の多数回該当を都道府県単位で通算

このページに関するお問い合わせ： 国民健康保険課 TEL 0136-55-8012

介護保険料を納め忘れていませんか？

納期限を過ぎると・・・

後志広域連合から督促を受けます。

介護保険料には納期限が決められています。
もしも、納め忘れていた場合は速やかに納付しましょう。

納付しないで、滞納していると・・・

1年以上滞納している
保険料があると・・・

介護サービス費用をいったん全額自己負担します。
(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。(9割または8割相当分は後で後志広域連合から払い戻されます。)

1年6か月以上滞納し
ている保険料がある
と・・・

保険給付を一時差し止められ、その中から滞納している保険料相当分が差し引かれます。

後志広域連合から払い戻されるはずの給付費(9割または8割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納している
保険料があると・・・

滞納期間に応じて、サービス費用の自己負担割合が
1割または2割から3割に引き上げられます。

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割または2割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス等が受けられなくなったりします。

納め忘れの心配がなく便利な口座振替

納付書で介護保険料を納めている人には、便利な口座振替がお勧めです。
納め忘れの心配もなく、一度手続きすれば毎年自動的に継続されます。
後志広域連合指定の金融機関で申し込みましょう。

安心だね！



このページに関するお問い合わせ： 介護保険課 Tel 0136-55-8013